

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	保護施設の管理規程に関する変更命令	
根 拠 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	（条項） 第46条第3項
基 準 法 令 名		（条項）
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 庶務係	
<p>【処分基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 生活保護法による保護施設の管理規程について （昭和32年社発第254号 厚生省社会局長通知） 】 ・掲載図書等【 生活保護関係法令通知集（中央法規出版） 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[保護施設の管理規程に関する変更命令に係る処分基準]</p> <p>保護施設の管理規程の内容に関する変更の命令は、上記に掲げる文書に定める事項について不適合と認められる場合に行うものとする。</p> <p>なお、上記文書が掲載された掲載図書は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>生活保護法</p> <p>（管理規程）</p> <p>第46条 1～2 略</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないとき、その管理規程の変更を命ずることができる。</p>		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。